

令和6年度 野口北小学校 いじめ防止対策プログラム 全体計画

- 基本理念 ①学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
 ②いじめの影響や問題について、児童が理解を深められるようにする。
 ③家庭、地域、関係機関との連携のもと、「いじめの見逃しゼロ」を推進する。
- 基本目標
- よく考える子
 いじめの構図を理解し、他者の人権を侵すような言動に気づき、どのようにすればいいのかを自ら考え行動できる児童を育てる。
- 助け合う子
 「孤独」や「いじめられている子」の心理を理解した上で、自己と他者との違いを認め、他者の考え方を尊重し、寄り添うことのできる心を育てる。
- やりぬく子
 「笑い」の質にこだわり、決して「いじめ」や「いじり」を許さないという決意をもたせ、人権侵害をなくすための不断の努力が継続できる児童を育てる。
- たくましい子
 身の回りにいる支援してくれる人材に気づき、一緒に未然防止や解決のための行動ができるとともに、SOSを発信（希求援助の力）できる児童を育てる。
- 行動目標
- ① 基本目標を全教職員で共有し、様々な教育活動の基盤と理解して実践する。
 ② 教育相談を充実させ、心理的アプローチからの児童理解を深化させる。
 ③ 支援が必要な児童を早期に発見し、「チーム学校」として組織対応を図る。
 ④ 学校内外の人材とのコミュニケーションを大切にし、協働による対応を図る。
- 基本構想

職員研修・家庭地域啓発等 職員会議等・推進体制	① 職員会議で、指導方針、全体計画、年間計画の共通理解を図る。 ② PDCA サイクルにより、7月・12月・3月にアセス・いじめの検証を行う。 ③ いじめ対策推進委員会を適宜開催する。 ④ アセスや教育相談、生徒指導に関する校内研修会をタイムリーに実施する。 ⑤ 学校運営協議会やPTA研修会等で基本目標を共有し、いじめを含む人権侵害の未然防止と危機対応について協働する。
未然防止に向けた取組	① 「いじめ防止啓発月間」の活動や、特別の教科道徳、人権学習を充実させる。 ② 各学期の最初の1週間に、人間関係を促進する取組を積極的に実施する。 ③ 協同的探究学習を推進し、自己有用感を高める。 ④ 事前・事後の指導を踏まえたピア・サポート活動を実施する。 ⑤ 児童会による生活目標の設定や「いじめ追放活動」等の自主的・主体的な活動を行う。
早期発見・早期対応に向けた取組	① 「学校生活に関するアンケート」（アセス）「心の相談アンケート」を年2回実施し、実態把握・支援策まで確実に実施する。 ② 教育相談週間を年3回以上実施する。 ③ ケース会議を積極的に開催し、タイムリーな情報共有と組織対応を速やかに行う。 ④ 見えないところで拡散する“ネットいじめ”の危険性を児童、家庭、学校で連携して学び、早期に発見し対応するスキルを身に付ける。 ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案に対して、直ちに関係機関に相談・通報を行い、適切な援助を求める。 ⑥ いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。